

京都市告示第212号

京都市勸業館の指定管理者である株式会社京都産業振興センターから、京都市勸業館条例第4条第1項ただし書の規定に基づき、供用しない施設及び日について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和5年6月30日

京都市長 門川 大作

1 供用しない施設

常設展示場（京都伝統産業ミュージアム）

2 供用しない日

令和5年7月10日（月）、令和5年7月24日（月）、令和5年8月14日（月）、
令和5年8月24日（木）から令和5年8月31日（木）まで

（産業観光局クリエイティブ産業振興室）